

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部
瑞浪市緑化推進委員会

令和7年度地域緑化推進協議会 会議資料

瑞浪市緑化推進委員会
令和7年度地域緑化推進協議会委員名簿

役 職	所 属	氏 名
支部長	瑞浪市長	水 野 光 二
協議会委員	瑞浪市連合自治会日吉町区長会長	渡 邊 啓 介
	瑞浪市連合自治会稲津町区長会長	正 村 京 司
	瑞浪市連合自治会釜戸町区長会長	土 本 直 人
	陶都森林組合代表理事組合長	勝 股 敬
	岐阜県造園緑化協会陶都支部瑞浪分区長	板 垣 隆 春
	瑞浪市教育委員会事務局長	廣 瀬 浩 一 郎
	瑞浪市経済部長	鈴 木 創 造

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部
瑞浪市緑化推進委員会運営要領

(名称)

第1条 支部の名称は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部瑞浪市緑化推進委員会と称し、通称瑞浪市緑化推進委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 この要領は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部設置規程（以下「支部設置規程」という。）に基づく支部の運営について、必要な事項を定め、その適切な運営を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会定款（以下「定款」という。）第4条に定める、次の事業を行う。

- (1) 「緑の募金」の推進に関する事業
- (2) 森林整備に関する事業
- (3) 緑化推進に関する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(事業活動の区域)

第4条 委員会の活動の区域は、瑞浪市の区域とする。

(役員)

第5条 支部設置規程に基づき、委員会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 (1 人)
 - (2) 事務局長 (1 人)
 - (3) 会計 (1 人)
- 2 支部長は、公益社団法人岐阜県緑化推進委員会理事長（以下「理事長」という。）の任命を受けて、この任にあたる。
- 3 事務局長及び会計は支部長が任命する。

(事務局)

第6条 委員会の事務及び会計を処理するため事務局を置く。

- 2 委員会の事務局は、瑞浪市経済部農林課内に置く。

(地域緑化推進協議会の設置)

第7条 委員会に、地域緑化推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 緑の募金の推進活動に関する審議及び提案
 - (2) 地域緑化推進活動事業に関する審議及び提案

(地域緑化推進協議会の組織)

第8条 協議会委員は、次の組織の代表者をもって組織する。

- (1) 瑞浪市連合自治会(3 人)
- (2) 陶都森林組合(1 人)
- (3) 岐阜県造園緑化協会 陶都支部瑞浪分区(1 人)
- (4) 瑞浪市教育委員会(1 人)

- (5) 瑞浪市経済部(1 人)
- (6) その他支部長が推薦するもの
- 2 協議会委員は支部長が任命し、その任期は1 年とする。ただし、再任することができる。
- 3 補欠又は増員により就任した協議会委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(地域緑化推進協議会会長)

第9条 協議会に会長を置き、協議会委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 協議会会長に事故があるときは、委員のうちから、協議会会長があらかじめ定める者がその職務を代行し、協議会会長が欠けたときはその職務を行う。

(協議会の開催)

第10条 協議会は、年1 回以上開催する。

- 2 協議会は、支部長が招集する。
- 3 協議会の議長は、協議会会長がこれに当たる。
- 4 重要な協議の決議は、出席した協議会委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において議長は、協議会委員として決議に加わることはできない。

(重要な協議の決議事項)

第11条 重要な協議の決議事項は、次のとおりとする。

- (1) 運営要領の改正
- (2) 協議会会長の選任

(議事録)

第12条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(事業執行)

第13条 事業執行にあたっては、定款第3条の目的及び第4条の事業並びに地域緑化推進活動事業年次計画に基づき、適正に執行するものとする。

- 2 緑の募金の推進活動事業については、理事長が定める「緑の募金実施要領」に基づいて実施するものとする。
- 3 地域緑化推進活動事業については、理事長が定める「地域緑化推進活動事業実施要領」に基づいて実施するものとする。

(会計)

第14条 委員会の会計は、理事長が定める「公益社団法人岐阜県緑化推進委員会支部会計要領」に基づいて処理する。

- 2 委員会の経費は、地域緑化推進活動事業費をもって充てる。
- 3 委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 この要領は、平成23年9月13日から施行する。

附 則 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

令和7年度「緑の募金」実績報告について

各地区の4月の区長会で、区長さん・組長さんに募金のお願いをしました。
その結果、各地区において次のとおりご協力をいただきました。

地区名	金額（円）
瑞浪地区	304,400
土岐地区	156,950
明世地区	49,900
稲津町	119,800
陶町	95,700
釜戸町	85,000
日吉町	61,900
大湫町	12,700
計	886,350

令和7年度事業報告及び収支決算について

《令和7年度事業報告》

① 公共施設緑化

	小里川ダム湖畔における植樹（陶町猿爪地内）
実施日	令和7年12月6日（土）
内 容	ノムラモミジ12本、イロハモミジ3本、ヨシノザクラ1本の植樹
写 真	 

	サイエンスワールド西側河川敷における植樹（明世町戸狩地内）
実施日	令和8年3月7日（土）
内 容	玉アジサイ50本、ガクアジサイ50本の植樹
写 真	  

	小里城御殿場跡周辺における植樹（稲津町小里地内）
実施日	令和8年3月22日（日）
内 容	イロハモミジ10本の植樹

	きなあた瑞浪バーベキュー広場における植樹（土岐町地内）
実施日	令和8年3月24日（火）
内 容	ギンヨウアカシア1本の植樹

②植樹祭等行事

	木工キットの支給（日吉町地内）
実施日	令和7年7月30日（水）
内 容	日吉小学校生徒を対象とした公民館講座で使用する木工キット（フォトスタンド）の支給
写 真	

《令和7年度収支決算》

自 令和 7年 4月 1日
至 令和 8年 3月 31日
(単位：円)

収入の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
前年度繰越金	32,729	32,729	0	
地域緑化推進活動事業費	534,271	482,271	△ 52,000	
その他（利息）	0	735	735	
合計	567,000	515,735	△ 51,265	

支出の部

科目	予算額	決算額	比較増減	備考
緑化推進事業費				
公共施設緑化	517,000	452,805	△ 64,195	苗木・資材購入費、植栽委託
植樹祭等行事	45,000	27,305	△ 17,695	日吉小公民館講座資材支給
緑化推進事務費	5,000	4,880	△ 120	振込手数料
小計	567,000	484,990	△ 82,010	
繰越金	0	30,745	30,745	
合計	567,000	515,735	△ 51,265	

第3号議案

令和8年度「緑の募金」活動計画について

各地区の4月の区長会で、区長、組長に募金のお願いをする予定です。

その際、別紙のお願い文書や振込依頼書、岐阜県緑化推進委員会のチラシを、緑の羽根と一緒に封筒に入れて配布します。

また、市広報紙やホームページで、緑の募金について周知します。

第4号議案

令和8年度事業計画及び収支予算について

《令和8年度事業計画》

①公共施設緑化

市内の公共施設において、苗木の植樹を行います。

②植樹祭等行事

里山教室等の行事で使用する木工キットを支給します。

《令和8年度収支予算》

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月 31日
(単位：円)

収入の部

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
前年度繰越金	30,745	32,729	△ 1,984	
地域緑化推進活動事業費	501,255	534,271	△ 33,016	
その他(利息)	0	0	0	
合計	532,000	567,000	△ 35,000	

支出の部

科目	8年度予算額	7年度予算額	比較増減	備考
緑化推進事業費				
公共施設緑化	497,000	517,000	△ 20,000	苗木・標柱購入費
植樹祭等行事	30,000	45,000	△ 15,000	里山教室等資材支給
緑化推進事務費	5,000	5,000	0	振込手数料
小計	532,000	567,000	△ 35,000	
繰越金	0	0	0	
合計	532,000	567,000	△ 35,000	

令和8年4月1日

区長・組長 各位

瑞浪市緑化推進委員会
支部長 水 野 光 二

緑の募金の振込について（お願い）

日頃より、緑化推進委員会の活動に格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回ご協力をお願いいたします標記の募金の振込方法について、下記のとおりご案内いたします。お手数をお掛けしますがよろしくお願いいたします。

また、ご協力いただきました募金は、市内での緑化活動等にも活用しております。公共施設(学校施設や公園等)での植樹による緑化も行っておりますのでご要望がありましたら、事務局までお問い合わせください。

記

振込方法

同封の振込依頼書と、通帳もしくは現金を **陶都信用農業協同組合（ＪＡとうと）の市内の各支店** の窓口へお持ちの上、振込をお願いします。

*裏面に振込単位（区単位、町単位、組単位など）の参考資料を掲載しておりますのでご覧ください。

注意事項

- ・募金の振込期限は、**令和8年5月29日（金）**とさせていただきます。
- ・陶都信用農業協同組合（ＪＡとうと）以外の金融機関で振込される場合には、振込手数料がかかりますのでご注意ください。
- ・緑の羽根は、世帯数を参考にして、数枚余分に配布しております。余った羽根はご返却いただくか、処分していただきますようお願いいたします。
- ・募金は強制ではありません。金額等につきましては、各自治会にお任せいたします。

【問合せ】

瑞浪市緑化推進委員会事務局
(瑞浪市 農林課 農地森林整備係)
担当：青柳 電話：68-9802（直通）

(参考) 振込単位について

町単位	町で一括して入金していただきますので、振込依頼書は入っていません。	
	【参考：例年町単位で振込されている地区】	
	稲津町、大湫町	
区単位	区長さん宛ての封筒に入っている振込依頼書を使用してください。	
	【参考：例年区単位で振込されている地区】	
	瑞浪地区	上山田区、下山田区、下山田団地区、入ヶ洞区、新山田区、明賀台区、穂並区、上小田連合区（上小田北区・上小田南区）、大法原団地区、下小田区、ひばりヶ丘区、上一色区、下一色区、南上野区、北上野区、高月区、宮前区、水の木区、上本町区、西本町区、浪花区、中組区、竜門区、公園区、4区合算（河南区・河塚区・河東区・河北区）
	土岐地区	栄町区、一日市場区、清水区、木ノ暮区、鶴城区、鶴城団地区、名滝区、名滝団地区、奥名区、庄ヶ洞区、桜堂区、大久手区、仲ヶ平区、大草区、学園台区
	釜戸町、日吉町	
組単位	組長さん宛ての封筒に入っている振込依頼書を使用してください。	
	【参考：例年組単位で振込されている地区】	
	上に掲げた区単位・町単位で振込されている地区以外の地区	

回 覧

令和8年4月1日

自治会員の皆様

瑞浪市緑化推進委員会
支部長 水 野 光 二

令和8年「緑の募金」運動へのご協力について

日頃は、「緑の募金」運動につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この運動も、皆様のご協力のおかげをもちまして緑化活動に大きく貢献してまいりました。

環境緑化については申すまでもありませんが、緑の山々は自然の猛威から国土を守り、人々に憩いの場を提供し、清き水や空気を与えてくれています。

こうした森林の持つ公益的機能は計り知れないものがあることから、今後も更に緑化活動を推進して行く必要があります。

つきましては、本年も標記の運動を下記により実施いたしますので、是非この主旨にご賛同いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 募金の概要 別紙パンフレットをご覧ください。
2. 振込について 各地区の区長会において、区長様等に依頼しております。
3. 緑の羽根について 各自治会の皆様に、募金にご協力いただいた証として、
1世帯に1枚分配布しております。

【問合せ】

瑞浪市緑化推進委員会事務局
(瑞浪市 農林課 農地森林整備係)
担当：青柳 電話：68－9802（直通）

振込依頼書

令和8年 月 日

令和8年度		〇〇区長様			
金額					緑の募金
フリガナ					
おなまえ		様			
おところ					
ご依頼人		〒 ()			

振込先

陶都信用農業協同組合 瑞浪支店

普通預金 0032062

口座名義 瑞浪市緑化推進委員会
支部長 水野光二

上記のとおり振込してください。

令和8年4月1日

瑞浪市緑化推進委員会
支部長 水野光二

領収書

令和8年 月 日

令和8年度	〇〇区長様			
金額				緑の募金
上記金額を領収しました。				
瑞浪市緑化推進委員会 支部長 水野光二				
領収印				